

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 20日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者
住 所 栃木県河内郡上三川町上三川2360
氏 名 一般社団法人巨樹の会 新上三川病院
院長 大上 仁志
電話番号 0285-56-7111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新上三川病院
事業場の所在地	栃木県河内郡上三川町上三川2360番地
計画期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業 一般病院〔8311〕
② 事業の規模	209床
③ 従業員数	495名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	83.29 t	t
	(これまでに実施した取組) 一般ごみとの分別喚起 軽量パック製品、簡易包装品の導入 感染性廃棄物用段ボール容器の利用促進		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	81.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 非感染性廃棄物として廃棄できるものを感染性専用容器に混入させないように注意喚起をおこなっていく。 安全にできる範囲でコンパクトにまとめて廃棄するよう周知。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物（プラスチック容器、感染性用段ボール）への一般ごみの混入注意。
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 非感染性廃棄物として廃棄できるものを感染性専用容器に混入させないように周知を続けて一般廃棄物との分別推進を図り、排出量を少しでも削減できるよう注意喚起をしていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

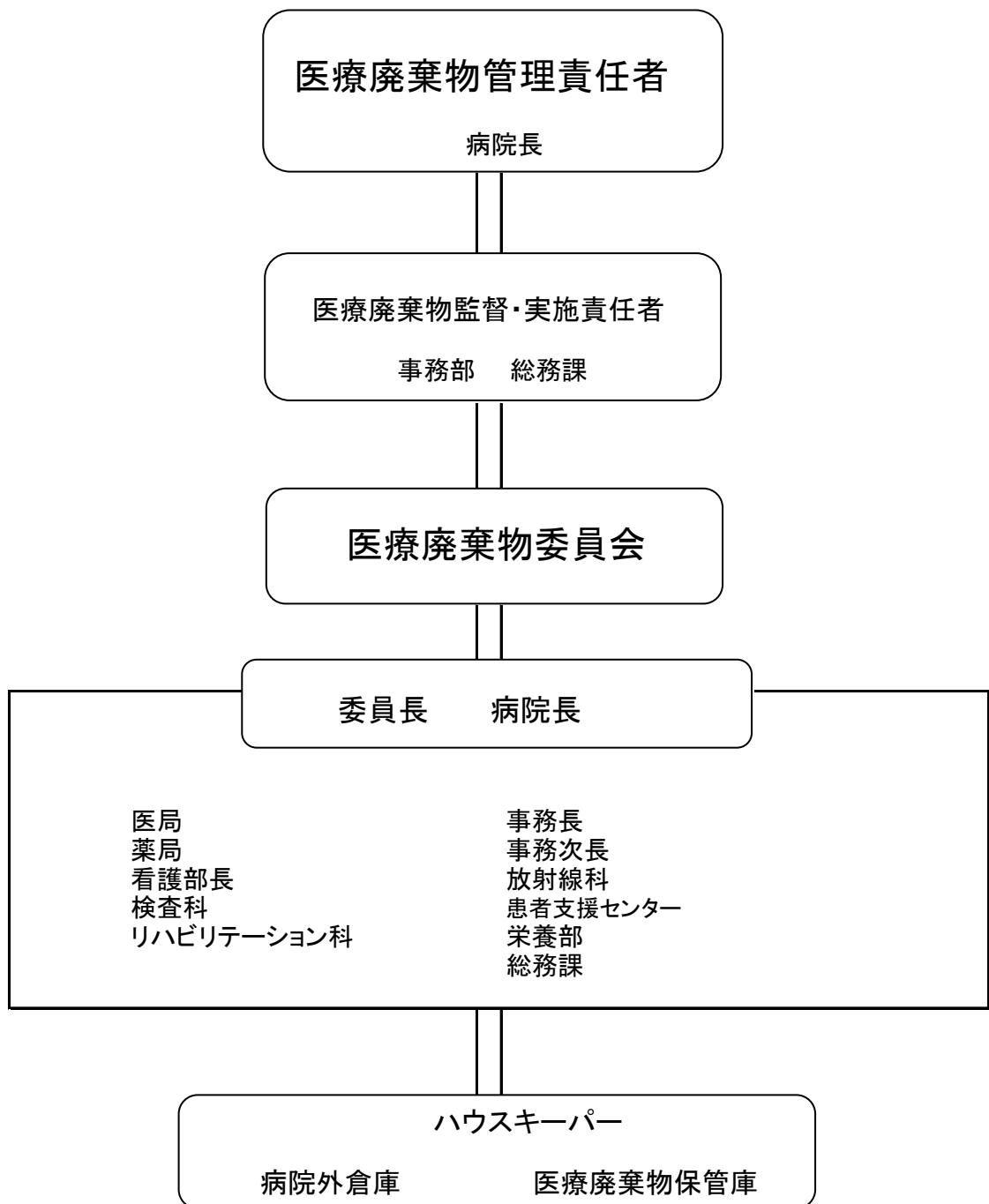
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	83.29 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	83.29 t	t
	再生利用業者への処理委託量	－ t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	t
(これまでに実施した取組) 昨年に引き続いてのゴミ分別注意喚起。感染性廃棄物BOXの設置場所見直し。不定期のラウンドによる指導。感染性廃棄物用段ボール製BOXの利用促進。			

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	81.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	81.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>感染性廃棄物BOXの設置場所を見直し、一般ごみや非感染廃棄物の混入をしないよう周知をおこなっていく。</p> <p>感染性廃棄物用段ボール製BOXの利用促進をはかる。</p> <p>廃棄する時は可能な限りコンパクトにするよう周知。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	83.29 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>令和2年8月より、電子マニフェスト導入・運用開始。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

医療廃棄物の取扱い及び管理に関する組織図

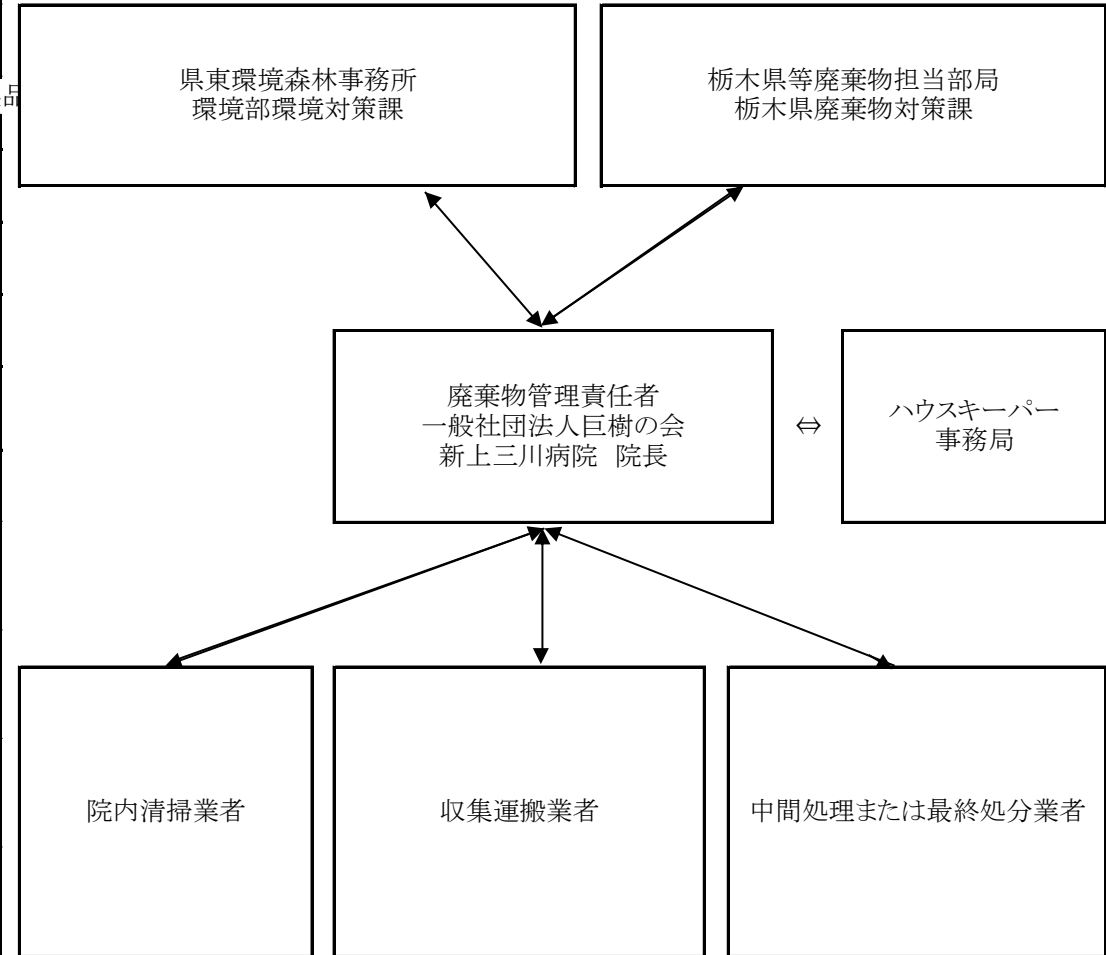


1. 感染症廃棄物の処理に関する事項

管理項目	処理の概要	
感染症廃棄物の発生状況	(注) 発生場所	廃棄物の種類: 感染性廃棄物 薬局. 検査室. 外来. 放射線科. 処置室. 手術室. 2階. 3階. 4階. 5階病棟
	手術室	注射器等、輸血器具、採取組織、ガーゼ等衛生材料、不織布製品 輸液関係器具、検査関連器具、麻酔関連
	外来処置室	注射器等、ガーゼ等衛生材料、輸液器具、採血関係器具、 不織布製品、包帯、ギプス、感染防護具
	病棟 2階～5階	注射器等、ガーゼ等衛生材料、包帯、おむつ、輸液器具、 感染防護具、採血関係器具
	検査室 薬局	血液・薬液、ガラス器具、培地、検査関連器具、感染防護具、 採血関係器具
	リハビリ 放射線科	包帯等衛生材料、造影等検査器具、感染防護具
分別		液状又はでい状物(血液、組織、器官等) 固形状物(血液付着ガーゼ、血液付着注射筒等) 鋭利な物(注射針、メス等)
梱包		プラスチック容器(液状又はでい状物、固形物) プラスチック容器(鋭利な物) ダンボール箱(おむつ)
表示		プラスチック容器(国際生物学的危険性マーク: 赤) ダンボール箱(国際生物学的危険性マーク: 黄)
委託業者中間処理		中間処理方法: 液状又はでい状物(焼却) : 固形状物、鋭利な物(焼却) : おむつ(焼却)
委託処理等	院内・所内の清掃:	
	収集・運搬:	
	中間処理: 最終処分:	

(注) 発生場所の区分は、施設内における廃棄物の収集・運搬の形態に応じて行うこと。

2. 緊急時の連絡体制に関する事項



R05.05.30更新

3. 保管方法に関する事項

(1) 使用する密閉容器等の材質・寸法・色

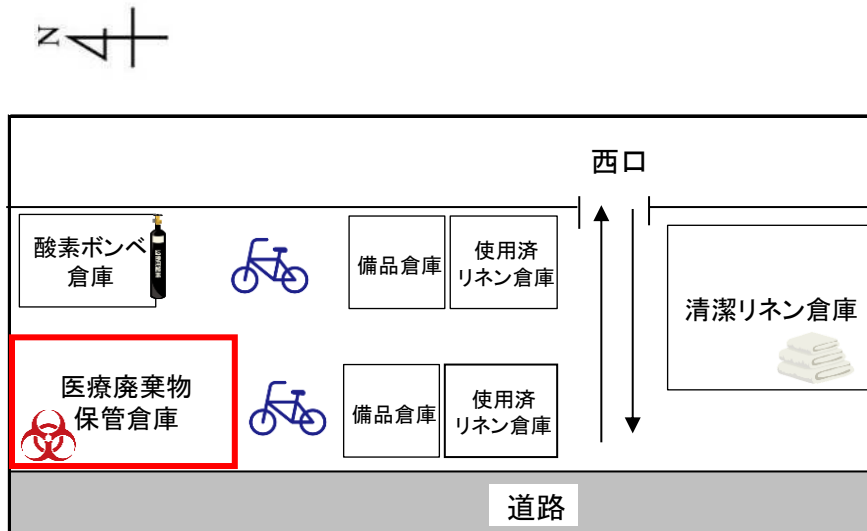
感染性廃棄物専用密閉容器			ダンボール箱	
材質	プラスチック 50L	プラスチック 30L	プラスチック(フタ付) 20L	紙
寸法	H554×D310 ×W438mm	H384×D210× W420mm	H315×D299 ×W327mm	H400×D400× W500mm
色	白	白	白	茶

4. 収集・運搬に関する事項

搬出 令和4年度

月	R04.4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
回数	13	13	13	13	14	14	上半期 80回		
搬出量	7,188.0 kg	6,350.0 kg	6,381.0 kg	6,018.0 kg	6,832.0 kg	6,526.0 kg	39,295.0 kg		
月	10月	11月	12月	R05.1月	2月	3月	小計	年度合計	
回数	15	13	14	15	13	14	下半期 84回	164 回	
搬出量	6,961.0 kg	7,233.0 kg	7,306.0 kg	8,557.0 kg	6,545.0 kg	7,388.0 kg	43,990.0 kg	83,285.0 kg	

(2) 保管場所略図



5. 処理に関する事項

中間処理の方法

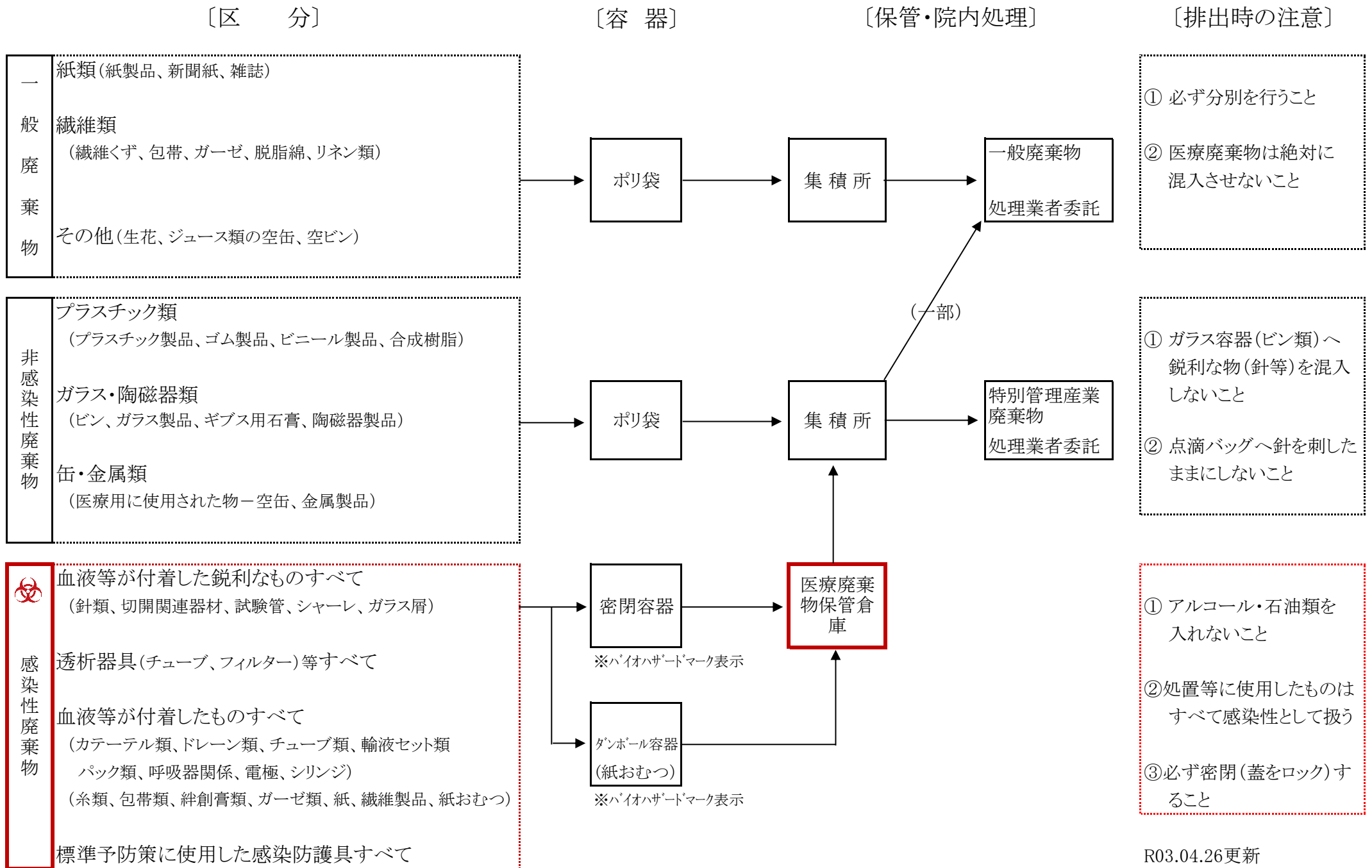
処理方法:焼却、破砕	処理能力	132.0t/日	
焼却炉の方式	ロータリーキルン式焼却炉		
焼却温度	800℃	熱しゃく減量	3%
排気ガス処理設備	プレコート式バグフィルター		

最終処理の方法

処理施設の種類	溶融固化施設 (390t/日)
処理方法	電気抵抗式溶融固化処理
スラグ処理工程	出滓設備(徐冷方式)

R05.05.30更新

廃棄物処理フローチャート



別表1 廃棄物処理フローチャート

《 区 分 》 《 容 器 》 《 保 管 処 理 》

可 燃 物	紙類 紙製品 新聞紙 雑誌 繊維類 繊維くず 脱脂綿 リネン類	一般廃棄物 感染性廃棄物全て 感染用プラスチック容器	ポリ袋・ダンボール箱	集積場 医療用廃棄物倉庫
	血液が付着したもの 紙類 包帯 ガーゼ 絆創膏 その他 カルテ 検査 会計伝票 紙おむつ	医療廃棄物 一般廃棄物 医療廃棄物	感染用プラスチック容器 ダンボール箱 感染用ダンボール箱	医療用廃棄物倉庫 大倉庫 医療用廃棄物倉庫

不 燃 物	プラスチック類 プラスチック ゴム製品 ビニール 合成樹脂製品	一般廃棄物	ポリ袋	集積場
	ガラス 陶磁器類 ビン ガラス 陶磁器製品	一般廃棄物	ポリ袋	集積場
	缶 金属類 缶詰 金属製品	一般廃棄物	ポリ袋	集積場

非 感 染 物	ギプス用石膏	医療廃棄物	感染用ダンボール箱	医療廃棄物倉庫
	薬液ビン アンプル ガラス	医療廃棄物	感染用プラスチック容器	医療廃棄物倉庫
	汚泥	一般廃棄物	貯蔵タンク	
	廃油	一般廃棄物	貯蔵タンク	

不 燃 物 感 染 症	血液が付着した物	医療廃棄物		
	カテーテル ドレイン他 輸液セット チューブ類	感染用プラスチック容器		医療廃棄物倉庫
	血液が付着した鋭利なもの	医療廃棄物		
	メス 注射針 他	感染用プラスチック容器		医療廃棄物倉庫
	血液 非感染性の全て 採取組織 感染防護具	感染用プラスチック容器 感染用プラスチック容器		医療廃棄物倉庫 医療廃棄物倉庫

別表2 廃棄物の分類と処理方法

分類	非感染区分	種類	品目	梱包	表示	滅菌	処理方法	
可燃物	非感染症	紙類1	紙 新聞紙 雑誌	ポリ袋	無	無	業者委託焼却	
		紙類2	カルテ 伝票等	ダンボール	無	無	業者委託焼却	
		繊維類	繊維くず 包帯	ポリ袋	無	無	業者委託焼却	
			非処置使用ガーゼ リネン	ポリ袋	無	無	業者委託焼却	
		感染症血液の付着した物	糸 包帯・ガーゼ	容器	有 赤	無	業者委託焼却	
			製剤物品 紙類	容器	有 赤	無	業者委託焼却	
		紙おむつ	紙おむつ等	専用ダンボール	有	無	業者委託焼却	
		その他	感染危険大	容器	有 赤	無	業者委託焼却	
	不燃物	非感染症プラスチック類			ポリ袋	無	無	業者委託
				ゴム製品 ビニール製品	ポリ袋	無	無	業者委託
			合成樹脂の物	ポリ袋	無	無	業者委託	
ガラス 陶磁器			ガラス ビン製品	ポリ袋	無	無	業者委託	
			陶磁器	ポリ袋	無	無	業者委託	
			投薬ビン アンプル等	容器	有 赤	無	業者委託焼却	
			缶金属類	缶詰金属製品	ポリ袋	無	無	業者委託
			ギプス石膏	ギプス類	専用ダンボール	有	無	業者委託焼却
			汚泥	汚泥	タンク	無	無	業者委託
			廃油	廃油	タンク	無	無	業者委託
不燃物	感染症 血液の付着した鋭利な物	<u>感染性廃棄物</u>		<u>感染性専用容器</u>				
		処置にて使用した物	メス 注射針等	有 赤	無	業者委託焼却		
		血液の付着した物	カテーテル シリンジ ドレーン チューブ等	有 赤	無	業者委託焼却		
		組織 臓器等		有 赤	無	業者委託焼却		
		病院微生物に関連した 検査 試験等に用いた物	培地 試験管等	有 赤	無	業者委託焼却		